

VIEW

No. 2

発行責任者 多田 一夫

発行編集者 教 宣 部

半休は取れないって本当!!!

9月17日、本部・本社間での第6回団体交渉を開催し、「半日単位の年休について、私傷病により欠勤する場合に限り使用を認めていましたが、その条件を廃止しました。」「実施日は平成21年12月1日です」と会社から回答を受けました。また、取得については、年休と同じ条件としたということかの問いに「そうだ」と答えています。

現場では、12月から「半休」が取れると、全社員が喜んでいました。

ところが、11月10日に会社掲示板に「半日単位の年休の使途制度廃止について」の掲示が貼り出されました。

会社は、「従前のおり2暦日にわたらない勤務で日勤勤務及び1勤務の正規の労働時間が8時間以内の変形勤務に限り使用できる」となっています。しかし、「半休を取得することにより、代務者の手配が必要となるので半休の取得は出来ない」言っているのです。いったい半休制度は誰のためにあるのでしょうか？

半休制度は、誰のためにあるの？

管理者に問うと「代務者がいないから出来ない」と答え「予備者がいるのに、何故出来ないのか」の問いには「予備にも作業があるのに、その予備に予備が必要になるのでできない」と答えているのです。

社員の皆さん！

本社は、取得については、年休と同じ条件とするとしているのに、現場では予備者もいるのに半休が取得できないということはどういうことでしょうか？どう思いますか？

半休が取得できるように声を上げていきましょう！